

特定間伐等促進計画様式

# 特定間伐等促進計画

新潟県 阿賀町  
令和4年3月

## 1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、31,330haの間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や阿賀町の間伐等の実施状況を勘案し、令和3年度から令和12年度までの10カ年間で5011ha（年平均501ha）の間伐等を行うことを、本阿賀町特定間伐等促進計画の目標とする。また、主伐後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

## 2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、さらに、本町の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐 (津川地区)

事業 実施 主体	事業 実施 年度	所在場所				間伐を実施する森林の現況					間伐の内容			対図 番号 又は 林小班 名	交 付 金 希 望	備考
		字 (大字) 又は 林班	地番 又は 林小班	施業 番号	枝番	面積 (ha)	樹種	林相	林齢	立木 材積 (m3)	間伐 の 方法	間伐 立木 材積 (m3)	間伐 率 (材 積率)			
(公社)新潟農林公社	R3~R4	111	3	1	5	0.17	スギ	単層	40	70	定性	14.00	20%	111-3		角島 第4 団地
(公社)新潟農林公社	R3~R4	111	4	1	5	1.55	スギ	単層	40	618	定性	123.60	20%	111-4		
(公社)新潟農林公社	R3~R4	112	3	1	1	2.99	スギ	単層	40	1195	定性	239.00	20%	112-3		
(公社)新潟農林公社	R3~R4	112	3	1	5	0.85	スギ	単層	40	338	定性	67.60	20%	112-3		
(公社)新潟農林公社	R3~R4	112	4	1	2	3.58	スギ	単層	40	1426	定性	285.20	20%	112-4		
(公社)新潟農林公社	R3~R4	112	4	1	1	2.36	スギ	単層	40	944	定性	188.80	20%	112-4		
合計						11.50						918.20				

※枚数が多くなる場合は、別紙としても可。以下の(2)～(6)も同じ。

※間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

※間伐の方法には、間伐は「定性」「列状」等を、除伐等は「不良木の除去」、備考欄に「除伐等」を記載する。



3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐 (三川地区)

事業 実施 主体	事業 実施 年度	所在場所				間伐を実施する森林の現況					間伐の内容			対図 番号 又は 林小班 名	交 付 金 希 望	備 考
		字 (大字) 又は 林班	地番 又は 林小班	施業 番号	枝番	面積 (ha)	樹種	林相	林齢	立木 材積 (m3)	間伐 の 方法	間伐 立木 材積 (m3)	間伐 率 (材 積率)			
東蒲原郡森林組合	R4	249	15	1	2	0.31	ブナ	単層	10		不良木の除去		10%	249-15		除伐等
東蒲原郡森林組合	R4	249	15	1	3	0.52	ブナ	単層	10		不良木の除去		10%	249-15		除伐等
東蒲原郡森林組合	R4	249	15	1	5	4.81	ブナ	単層	9		不良木の除去		10%	249-15		除伐等
東蒲原郡森林組合	R4	249	15	3	0	0.20	ブナ	単層	10		不良木の除去		10%	249-15		除伐等
東蒲原郡森林組合	R4	249	15	4	0	2.04	ブナ	単層	10		不良木の除去		10%	249-15		除伐等
東蒲原郡森林組合	R4	249	15	5	0	1.98	ブナ	単層	10		不良木の除去		10%	249-15		除伐等
合計						9.86							0.00			

※枚数が多くなる場合は、別紙としても可。以下の(2)～(6)も同じ。

※間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

※間伐の方法には、間伐は「定性」「列状」等を、除伐等は「不良木の除去」、備考欄に「除伐等」を記載する。

3 特定間伐等の実施計画

(2) 造林 (三川地区)

事業 実施 主体	事業 実施 年度	所在場所				造林の内容							対 図 番 号 又 は 林 小 班 名	交 付 金 希 望	備 考	
		字 (大字) 又 は 林 班	地 番 又 は 林 小 班	施 業 番 号	枝 番	造 林 面 積 (ha)	うち人工造林				うち天然更新					
							植 栽 面 積 (ha)	植 栽 時 期	植 栽 樹 種	植 栽 本 数	天 然 更 新 面 積 (ha)	天 然 更 新 時 期				天 然 更 新 樹 種
東蒲原郡森林組合	R4	67	5	26	4	0.31	(0.31)		(スギ)	(620)				67-5		下刈0.31ha
東蒲原郡森林組合	R4	67	5	27	2	0.27	(0.27)		(スギ)	(540)				67-5		下刈0.27ha
東蒲原郡森林組合	R4	67	5	29	3	0.43	(0.43)		(スギ)	(860)				67-5		下刈0.43ha
東蒲原郡森林組合	R4	67	5	30	3	0.40	(0.40)		(スギ)	(800)				67-5		下刈0.40ha
東蒲原郡森林組合	R4	67	5	30	4	0.05	(0.05)		(スギ)	(100)				67-5		下刈0.05ha
東蒲原郡森林組合	R4	67	5	30	5	0.07	(0.07)		(スギ)	(140)				67-5		下刈0.07ha
合計						1.53	(1.53)									

※人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。

※天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。

※造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は事業実施年度、所在場所、造林の内容（植栽時期を除く。）及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る当該事項を括弧書きで記載する。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業 実施 主体	事業 実施 年度	内 容	交 付 金 希 望	備 考

※普及活動等ソフト取組に関する事項を記載

(4) 作業路網

事業 実施 主体	事業 実施 年度	路網地点				路網終点				路線名	路網整備の内容			対図 番号 又は 林小班 名	交付金 希望	備考
		字 (大字) 又は 林班	地番 又は 林小班	施業 番号	枝番	字 (大字) 又は 林班	地番 又は 林小班	施業 番号	枝番		路線 の 種類	開設 延長 (m)	幅員 (全幅) (m)			
(公社) 新潟県農林公社	R3~R4	44	7	51	1						森林作業道	1130	3	44-7		麦生野団地 鹿瀬地区
(公社) 新潟県農林公社	R3~R4	111	4	1	5						森林作業道	1700	3	111-4		角島第4団地 津川地区
合計												2830				

(5) その他施設

事業 実施 主体	事業 実施 年度	路網地点				施設名	数量	対図番 号又は 林班一 小班名	交付金 希望	備考
		字 (大字) 又は 林班	地番 又は 林小班	施業 番号	枝番					
合計										

(6) 事業実施箇所

別図のとおり

(国土地理院 1/25,000地勢図相当の図面 ・特定間伐等促進計画の区域を図示した上での実施を促進すべき区域を図示した上で事業実施箇所を図示 ・対図番号又は林小班名を表示
--

#### 4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化の促進に関すること

- (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的な機能の十分な発揮を図るため、森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進に努める。森林組合等認定事業体から森林所有者に対して、施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した提案書を提示する提案型施業の実施を推進する。

- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

複数の森林所有者から施業をまとめて受託する提案型集約化施業の実施を推進するとともに、施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動に努める。境界が不明な森林においては、森林整備地域活動支援交付金等により境界の明確化を図る。

#### 5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

- (1) 路網の整備の推進に関すること。

トラック等の走行する林道、林業専用道及び林業機械が走行する森林作業道が、それぞれの役割に応じて適切に組み合わされた路網の整備を推進し、それらを活用した低コスト作業システムの普及定着に努める。

- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

地域の特性に合わせて、間伐手法を改善（列状、傘状、郡状伐等）し、団地化の展開、高性能林業機械の活用を取り入れ、作業の効率化を図る。高性能林業機械の導入は、費用対効果を考慮し、リースや補助事業、融資制度の積極的な活用を図る。

- (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に係ること。

最新技術の情報収集、導入に努め、再造林においては、コンテナ苗植栽、低密度植栽、主伐・再造林一貫作業、下刈り回数削減などの低コスト化を推進する。

## 6 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

地域内の関係者の意見を幅広く計画に反映するとともに、森林組合等認定事業体、プランナーによる提案制度を活用して関係者間の合意形成構築を図る。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

間伐材の利用は、木材としてCO2が固定されたままであること、森林所有者等にとって森林施業の負担軽減に寄与するものであることから、間伐材の供給及び利用に関して、関係者間の合意形成や長期的な木材需要に係る協定の締結等を推進し、間伐材の安定供給体制の構築に努める。

## 7 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。

若年就労者を確保するため、ハローワーク等を活用し、通年就労による年間雇用体制の確立、労働環境の改善、社会保険等への加入促進、就労福祉体制の整備を進め、就労者の定着を図る。

国や県、林業労働力確保支援センター等が行う研修を活用し、高性能林業機械のオペレーター、森林施業プランナーの養成を図る。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

森林組合等認定事業体を森林施業の中核に据え、経営手法、技術の普及指導等に努め、その育成強化を図る。